平成２７年（フ）第１５４５号
横浜市鶴見区下末吉２丁目13番４号　ユナイト鶴見Ｆマルティーニ105号
債務者　冨塚　真輝
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５９０号
横浜市中区弥生町５丁目48番地２　ライオンズマンション阪東橋駅前601号室
債務者　平井　智子（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２４号
東京都国立市谷保5019番地の９メルシー国立102
債務者　中島　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３７４号
静岡県袋井市新池1183番地の１
債務者　大石　美紀
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４２３号
静岡県浜松市東区和田町49番地　グリーンテラス壱ー３
債務者　栗田　純一
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６８号
（最後の住所）新潟県加茂市寿町９番13号
破産者　亡真柄**静**夫相続財産
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３６号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1255番地６
破産者　特定非営利活動法人結人
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２９号
山形市七日町２丁目７番２号
破産者　山形中央開発株式会社
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
山形市七日町２丁目７番２号
破産者　株式会社七日町パーキングプラザ
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣114番地４
破産者　有限会社ケーマート
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４８３号
横浜市南区高根町２丁目13番２号
破産者　有限会社アルファリビング
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３２号
横浜市都筑区早渕１丁目４番17号、商業登記簿上の本店所在地横浜市港北区新吉田町4016番地
破産者　株式会社明昇工業
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８９号
横浜市港北区新横浜１丁目13番地16―803号
破産者　株式会社エノコインターナショナル
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
和歌山県日高郡みなべ町山内1010番地
破産者　株式会社紀州やま里
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第２４号
島根県江津市有福温泉町955番地
破産者　有限会社ぬしや
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第１９号
鹿児島県姶良市加治木町錦江町263―５
破産者　株式会社ロッキィ
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第３１号
山形市七日町２丁目７番２号
破産者　株式会社マリエル
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４号
群馬県館林市近藤町164番地の１
破産者　寿空調株式会社
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部